

会計プロフェッショナルの
税務事案奮闘記

ストーリーで学ぶ租税法判例 **プラス 30**

日本公認会計士協会
木田 稔 監修 京滋会 編著



清文社

発刊にあたってのご挨拶

本書の発刊にあたりまして、まずもってご協力いただきました多くの皆様に御礼申し上げます。

日本公認会計士協会は、全国で約31,000名の公認会計士が所属する団体です。1949年（昭和24年）に発足し、制度発足70周年を迎えました。ご高承のとおり、公認会計士は会計の専門家として、監査や税務、コンサルティング等の業務を行い、日本経済を支えるインフラとして監査法人や会計事務所のほか、企業や自治体など多様な分野で活躍しています。

日本公認会計士協会は16の地域会に分かれており、日本公認会計士協会京滋会（以下「京滋会」と表記いたします。）には、約650名の公認会計士が所属しています。京滋会は1968年（昭和43年）に発足しおかげさまで50周年を迎えることができました。発足以来、京滋会では様々な委員会を設置し活動しております。京滋会の出版委員会では、有志の公認会計士が集まり、会計や監査、コンサルティングなどの様々な分野で出版物を編著してまいりました。出版を通じて専門知識の研鑽を一層深めるとともに、研究成果を読者の皆様に披露することで公認会計士制度の発展に寄与することを目的としており、京滋会のよき伝統となっています。

2016年に本書の前編である、「会計プロフェッショナルの税務事案奮闘記」の出版がなされました。皆様のご協力もあり、おかげさまで各所から好評のお言葉をいただきました。30の租税法判例を取り上げましたが、重要、かつ公認会計士の観点から興味深い判例は数多くあります。続編発行に対する編集委員の士気は非常に高く、今般、3年間の編集期間をいただき、新たに30の租税判例を選定させていただき、これを題材として小説仕立てでご説明させていただくこととなりました。

小説の主人公は前回から引き続き、京都で開業する所長公認会計士・税理士の真生と沙也加、藍子、雪の個性あふれる公認会計士・税理士であり、クライアントや友人の様々な相談に対応していきます。ダンディーな所長会計士と3名の魅力的な女性会計士という設定です。京滋会の公認会計士の皆様から、ご自身が小説のモデルになっているのではないかというユーモアのあるご質問をいただいておりますが、ご想像にお任せし、ご回答はご容赦お願いいたします。

本書では、「事件のいきさつ」として相談内容を、「関連事件を学ぶ」の項目では判例と関連する条文と論点の整理、「事件のゆくえ」では相談内容に対する専門的な見解を説明しています。これは、私たちが日頃、公認会計士の業務

で様々な専門的課題に直面した際に、まず、事実を正確に認識するとともに、次に会計基準や租税などの法令、判例を理解、解釈し、さらには事実を法令等にあてはめて判断するというプロセスと同一であり、ご参考としていただければ幸いです。

取り上げた判例の税目は法人税、消費税、所得税、相続税等、幅広いものとなりました。また、近年話題となった判例等もできるだけ取り入れるように工夫されています。

小説の舞台である京都の四季折々の風景と伝統行事を織り込み、登場人物は、仕事の合間には素敵な仲間と多様なワインや日本酒を美味しそうな食事とともに楽しんでいます。スリリングな事件やほのかなラブストーリーも取り入れ、肩肘はらず読んでいただけるようなものとさせていただきました。公認会計士や税理士などの専門家の方々のみならず、租税法や会計を学ぶ学生の方々、企業等で税務会計業務に携わっておられるの方々、経営者の方々など多くの方々にとって、租税法判例に触れていただく機会となれば幸いです。

本書の編著にあたり、京滋会出版委員会の吉川了平委員長のリーダーシップのもと、素晴らしいチームワークをもって16名の出版委員の皆さんには、読者に租税判例に楽しく触れる機会をもっていただきたいという情熱から、多忙な公認会計士の業務から時間を割き、膨大な時間と精力を判例取り上げから執筆、編集に費やしていただいたことに敬意を表します。また、公認会計士協会本部税務委員会の方々の支援、そしてまた、本書のみならず京滋会の出版活動を長年にわたって大いにご協力いただいております株式会社清文社の代表取締役社長小泉定裕氏ならびに編集部の高橋祐介氏をはじめとする皆様に深謝申し上げます。

近年、公認会計士に対して、小説で描いた会計税務業務に限らず、上場会社等の監査業務、学校法人や社会福祉法人、医療法人等の非営利団体への監査や会計支援、事業承継をふくむ中小企業の支援、あるいは企業等で働く組織内会計士や社外役員への就任など、様々な分野で専門的能力を活用するようにご要請をいただいております。私たち京滋会に所属する公認会計士は引き続き業務を通じて、地域社会に貢献させていただく所存です。今後とも皆様の公認会計士に対するご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

平成31年3月1日

日本公認会計士協会京滋会
会長 木田 稔

目次

事件 file 01 ~ 30 は本書第 1 巻に掲載しています。

事件file 31	海外不動産の購入	2
事件file 32	異母姉妹の相続税	18
事件file 33	むかしのコスト	28
事件file 34	愛より戸籍	40
事件file 35	家修理して保険契約	50
事件file 36	サブリースと賃料	61
事件file 37	海外子会社戦略	72
事件file 38	往復ビンタは殺生やわ!	84
事件file 39	相続財産の取得費	96
事件file 40	公正証書による贈与	106

目次

事件file 41	過払い固定資産税を国賠で取り戻す	116
事件file 42	はずれ舟券	130
事件file 43	止められた役員賞与	152
事件file 44	過払い源泉税を確定申告で取り戻す	162
事件file 45	株式相続後の暴落	176
事件file 46	クルーザーで日本海	187
事件file 47	真生所長の独り言	197
事件file 48	NPO法人のビジネス	213
事件file 49	親子クリニック	224
事件file 50	固定資産税評価額って信じていいの？	234

事件file 51	給与と報酬との境目	246
事件file 52	消費税を含めるの?	259
事件file 53	会長の懇親会費用	269
事件file 54	違法に収集された証拠	278
事件file 55	騙された投資家の責任	290
事件file 56	みらいのコスト	300
事件file 57	係争中の差額賃料	310
事件file 58	焦げ付いた貸付金	320
事件file 59	FX取引の失敗	330
事件file 60	華やかに輝かしい未来へ	340

税目別目次

租税法一般

遡及立法

- 事件file 31 海外不動産の購入 2
判例：最高裁平成23年9月22日判決・民集65巻6号2756頁

違法収集証拠

- 事件file 54 違法に収集された証拠 278
判例：最高裁平成16年1月20日決定・刑集58巻1号26頁

法人税

同族会社の行為計算否認

- 事件file 36 サブリースと賃料 61
判例：最高裁平成6年6月21日判決・訟月41巻6号1539頁

収益事業

- 事件file 48 NPO法人のビジネス 213
判例：最高裁平成20年9月12日判決・訟月55巻7号2681頁

期間帰属

- 事件file 33 むかしのコスト 28
判例：東京地裁平成27年9月25日判決・税資265号順号12725

債務確定基準

- 事件file 56 みらいのコスト 300
判例：最高裁平成16年10月29日判決・刑集58巻7号697頁

役員報酬（役員賞与）

- 事件file 43 止められた役員賞与 152
判例：東京高裁平成25年3月14日判決・訟月59巻12号3217頁

交際費

- 事件file 35 家修理して保険契約 50
判例：東京高裁平成15年9月9日判決・税資253号順号9426

貸倒損失

- 事件file 58 焦げ付いた貸付金 320
判例：最高裁平成16年12月24日判決・民集58巻9号2637頁

所得税

実質所得者課税

- 事件file 49 親子クリニック 224
判例：東京高裁平成3年6月6日判決・税資183号864頁

非課税所得

- 事件file 59 FX取引の失敗 330
判例：名古屋地裁平成21年9月30日判決・判時2100号28頁

所得分類

- 事件file 51 給与と報酬との境目 246
判例：最高裁昭和56年4月24日判決・民集35巻3号672頁

所得分類・必要経費

- 事件file 42 はずれ舟券 130
判例：最高裁平成27年3月10日判決・刑集69巻2号434頁

収入金額

- 事件file 57 係争中の差額賃料 310
判例：最高裁昭和53年2月24日判決・民集32巻1号43頁

税目別目次

必要経費

- 事件file 53 会長の懇親会費用 269
判例：東京高裁平成24年9月19日判決・判時2170号20頁

譲渡所得

- 事件file 39 相続財産の取得費 96
判例：最高裁平成17年2月1日判決・訟月52巻3号1034頁

損益通算

- 事件file 46 クルーザーで日本海 187
判例：東京地裁平成10年2月24日判決・税資230号722頁

配偶者控除

- 事件file 34 愛より戸籍 40
判例：最高裁平成9年9月9日判決・税資228号501頁

源泉徴収

- 事件file 44 過払い源泉税を確定申告で取り戻す 162
判例：最高裁平成4年2月18日判決・民集46巻2号77頁

消費税

免税事業者

- 事件file 52 消費税を含めるの? 259
判例：最高裁平成17年2月1日判決・民集59巻2号245頁

仕入税額控除

- 事件file 47 真生所長の独り言 197
判例：最高裁平成16年12月16日判決・民集58巻9号2458頁

相続税

相続財産

- 事件file 60 華やかに輝かしい未来へ 340
判例：最高裁平成22年10月15日判決・民集64巻7号1764頁

株式評価

- 事件file 37 海外子会社戦略 72
判例：東京高裁平成25年2月28日判決・税資263号順号12157

後発事象

- 事件file 45 株式相続後の暴落 176
判例：大阪地裁昭和59年4月25日判決・行集35巻4号532号

連帯納付義務

- 事件file 32 異母姉妹の相続税 18
判例：最高裁昭和55年7月1日判決・民集34巻4号535頁

贈与

- 事件file 40 公正証書による贈与 106
判例：名古屋高裁平成10年12月25日判決・訟月46巻6号3041頁

その他

加算税

- 事件file 55 騙された投資家の責任 290
判例：最高裁平成18年4月20日判決・民集60巻4号1611頁

適正な時価

- 事件file 50 固定資産税評価額って信じていいの? 234
判例：最高裁平成15年6月26日判決・民集57巻6号723頁

税目別目次

不動産取得税

- 事件file 38 往復ビンタは殺生やわ! 84
判例：東京地裁平成26年8月26日判決・LEX/DB25520864

国家賠償請求

- 事件file 41 過払い固定資産税を国賠で取り戻す 116
判例：最高裁平成22年6月3日判決・民集64巻4号1010頁

凡 例

本書で使用する略語例は以下のとおりです。

民集…最高裁判所民事判例集

刑集…最高裁判所刑事判例集

裁判集民…最高裁判所裁判集民事

裁判集刑…最高裁判所裁判集刑事

行集…行政事件裁判例集

高民集…高等裁判所民事判例集

訟月…訟務月報

税資…税務訴訟資料

判時…判例時報

判タ…判例タイムズ

民録…大審院民事判決録

裁集…裁決事例集

※本書の内容は、平成31年3月1日現在の法令によっています。

また本書は、日本公認会計士協会京滋会出版委員会メンバーによる租税法判例研究の成果を集約したものであり、本文中意見にわたる部分については日本公認会計士協会の見解ではないことをお断りしておきます。

海外不動産の購入

上告審：最高裁平成23年9月22日判決・民集65巻6号2756頁
 控訴審：東京高裁平成20年12月4日判決・民集65巻6号2891頁
 第一審：千葉地裁平成20年5月16日判決・民集65巻6号2869頁

事件のいきさつ

公認会計士、真生の事務所は、「まるたけえびすにおしおいけ あねさんろっかくたこにしき…」と京童¹に歌い継がれた竹屋町通にある。御所からも近く、風情豊かな京町家に居を構えている。所長の真生自らが師範を務める合気道道場と執務スペースとの間に造られた中庭は、彼のお気に入りだ。仕事の腕は一流だが酒には目がなく、この中庭で酒を嗜んでいる。

今日は、急遽予定がなくなったため、楽しみにとおいたソノマのソーヴィニヨンブランを飲んで過ごすことにした。京滋会の同士で訪ねたサンフランシスコ²で仕入れた逸品である。すでに桜が咲き始めてはいるがまだ少し肌寒い。

世の中は30余年続いた「平成」の時代が終わり、新たな時代の幕が開けようとしている。“いったいどのような時代になるのだろうか？”，そんな真生の心配は気苦労にすぎないと言わんばかりに、女子学生たちが楽しそうにふざけあっている声が聞こえる。

その娘たちの声が妹の藍子との記憶を



MEMO

- 1 「京都の通り名」歌
- 2 日本公認会計士協会京滋会50周年記念企画

📌 事件のゆくえ

藍子はコマばあちゃんと純に裁判例について一通り説明し終わったのち、今後注意が必要になる点を次のような表に書きながら説明した。

	相続財産に含めて申告	相続財産に含めず申告
勝訴 (4,000万円戻る)	見合う額の納付必要 過少申告加算税なし 延滞税なし	修正申告必要 (延滞税が必ず掛かる。過少申告加算税が掛かる恐れがある)
敗訴 (4,000万円戻らない)	還付加算金付く	還付加算金付かない

「まずは、相続税の申告は相続発生時点から10か月以内にしないとイケません。そこで、一旦は賦課決定処分額4,000万円を相続財産に含めて申告しておけば、仮に敗訴した場合4,000万円は戻ってきませんが、相続財産に含めてその分相続税を多めに支払っていることになるので、その多く支払った部分について利息のようなものを受け取ることができます。この利息のようなものを還付加算金と言います。一方で、相続財産に含めずに申告すると、勝訴した場合4,000万円は戻ってきますが、相続税の修正申告が必要になり、延滞税は必ず掛かりますが、正当な理由がない場合には過少申告加算税も求められるリスクがあります。

「なるほどねえ。一旦は相続財産に含めて申告した方がお得ということね」

藍子の説明に一応、二人とも納得したようだった。

「でも、どうすればいいのかよく分からないし…、この際、藍子ちゃんに任せてしまってもいいかなあ。その方が安心やし」

「畏まりました。では所内で再度検討し、確実にサポートさせていただきます」

コマばあちゃんの依頼に藍子が応じた。そのセリフを聞いて安堵した様子が見てとれた。そこで藍子は、音楽教室ブリランテが今後どうなるのか気になって尋ねると、今度は純が答えた。

「それはぼくが引き継ごうと思っています。祖父母には本当に感謝してもしきれません。ヨーロッパへも留学させてもらって本当にいい経験をしたので、ぼく自身も演奏だけではなく教えることを通じて、音楽を大切にしている後進を



育てるという一翼を担いたいと思っています」

藍子は、事業を引き継ぐ場合の注意点を純に伝えた。

「個人事業に課される所得税は事業主個人に掛けられるものなので、相続をすると、お祖父様から純様へと納税者が代わることになります。ですので、まずは、個人事業の廃業届出書を亡くなられてから1か月以内に、お祖父様の今年の所得税申告書を亡くなられてから4か月以内に、税務署に提出しなければなりません」

藍子は渴いた喉を潤すため、水を口に含んだ。

「そして、純様の個人事業開業届出書を提出するという流れになります。その他、お祖父様が青色申告をされていたなら、所得税の青色申告の取りやめ届出書を提出する必要があり、承継後も引き続き青色申告を希望されると思うので、青色申告承認申請書を提出する必要があります。このあたりは私が責任を持って作成と提出をいたしますので、ご安心ください」

純は藍子の話に頷いて紅茶のカップを片手に持ち、今後の展望を語り始めた。

「実は他にも考えていることがあります。現在はブリランテの1階が店舗、2階が教室、3階が倉庫になっていますが、3階の倉庫を整理して、週末に演奏会を実施するようなサロンにしたいと考えています」

藍子は、純の目がどんどん輝いていくことを感じていた。

「僕はプロの音楽家ですが、プロ・アマ関係なく、音楽をやる人にとっては『音楽が大好き』という感情が一番大切だと思っています。音楽が大好きという子供たちや大人を精一杯応援してあげたいんです」

藍子自身も社会人になってからヴァイオリンを始めたため、純の考え方がどれほど素敵なものかを実感していた。

「教室名のブリランテって、音楽用語の『華やかに、輝かしく』という意味ですよね。私自身、音楽を奏でるのがとても好きで、ピアノはずっと習っていたのですが、昔からの憧れもあって、社会人になってからヴァイオリンを習い始めました。日本舞踊も習っているのですが。」

ピアノは弾いた鍵盤以外の音は鳴りませんが、ヴァイオリンは押さえる位置がちょっとでも違ったら音程が違うということに苦労しています。でも大切なのは左手ではなく、右手なんですよ？ ヴァイオリンを習うまでは、

左手ばかり注目していましたが、強弱などの表現はすべて右手で表現しますもんね」

「藍子先生って公認会計士でありながら、芸術家でもあり、本当に素晴らしいです。そのとおりです。後はどの程度『力を抜く』か、ということが重要です。私たちプロでも、『力を抜く』ということは永遠の課題です」

藍子は新人の頃、同期の男性会計士に負けるものか、と肩肘を張って仕事をしていたことを思い出した。現在も頑張りすぎるところがあるので、仕事でもよい意味で「力を抜く」という重要性は感じているところであり、どんなことでも共通することのように思えてきた。真生にもそう諭されることがある。

「そうよ、藍子ちゃん。いつも夜遅いようだし、仕事もほどほどにね。心身の健康には気を付けないと」

藍子はコマばあちゃんの優しい言葉に胸が熱くなった。

「藍子先生、実は5月に、哀悼の意味も込めてぼくのリサイタルを祖父の出身校のリスト音楽大学でするんです。ちょっと遠いですが、よければ聴きに来ていただけませんか？」

「所長の真生に聞いて、休みが取れるようなら是非聴きに行きます」

「ありがとうございます。お待ちしております」

藍子は純を見送った後、さっそく真生に相談したところ、

「そしたらせっかくの機会やし、みんなで出かけるとするか。ところで、どこにあるんやあ」

「ブダペストです」

「ほお、『ドナウの真珠』って言われる美しい街やな。オスマン・トルコとの深い歴史を体感しに行こう。どうやって行こうか？」

そう尋ねる真生に、飛行機ファンの藍子がすかさず答えた。

「ドバイ経由で行きましょうよ。エアバスA380で。関空にも来るようになったし、何より空港のラウンジは大きくて華やかやし、機内ではヴーヴ・クリコが飲み放題のバーもあるから、私たちにぴったりやわ」

そう言うと結局、藍子だけではなく、真生・沙也加・雪・弁護士の陽子に南川、裕美女史が参加する賑やかなツアーになった。



6月、藍子たち一行はドバイ経由でブダペストではなくウィーンに降り立った。帰路はパリ経由にしている。初めはブダペストで開催される純のリサイタルを聴きに行けるだけで十分だと思っていたが、真生のリクエストでウィーン、ザルツブルグ、プラハを観光し、最後にブダペストへと、2週間かけてゆっくり訪ねることになった。まるで誰かのハネムーンに付き添うかのようなのである。雪がいるので、言葉に困ることもない。

さすがに長期間事務所を空けることには一抹の不安を感じたが、真生によると“パソコンとWi-Fiがあればどこでも仕事ができる”とかで、藍子たちはすっかり納得させられてしまった。

一行は各地を堪能し、ようやく今回のメインイベントである純のリサイタルの街に辿り着いた。ドレスアップして、予約していた花束を受け取り、劇場に向かった。



純の奏でるヴァイオリンの音色は何とも美しく、藍子は一段と聴き惚れてしまった。

リサイタル終演後、ホワイエにてレセプション。純の演奏の感動が収まらないままハンガリーの赤ワインを飲んでいると、藍子は肩をトントンと叩かれた。“えっ”と振り返ると、そこには江藤が立っていた。

「藍ちゃんも聴きに来てたんや。俺は純と小学校の同級生やねん。中学校も一緒のはずやったんやけど、海外で暮らすようになりよって…それから連絡取ってなかったけど、年末にあった同窓会でリサイタルがあるって聞いて立ち寄ってん。ちょうど、リヒテンシュタインに行く用事があったし」

藍子は、この地で江藤と再会した偶然と、江藤と純が小学校時代の友達であったことの偶然が続き、言葉を失っていた。

まもなく、純を含めたカルテットで、『美しく青きドナウ』の演奏が始まり、レセプションを楽しんでいた観客が二人一組となり、ホワイエはたちまちダンス会場へと様変わりした。江藤は藍子の手を取りダンスを始めた。2巡目の演奏も始まろうとしていた時、純は他のカルテットメンバーに演奏を任せて、藍子と江藤の下へやってきた。

「藍子さん、今日は来ていただきありがとうございます。江藤もありがとうございます。藍子さん、よければぼくと一緒に踊っていただけませんか？」

一瞬、江藤の眉間のしわが寄った気がしたが、引き留められることもなかったので藍子は純とのダンスに応じることにした。

“人はステップを踏み続けて成長していくものね。決して一人で生きることはできず、たくさんの人の支えがあってこそステップが踏めるのだわ。これからもステップを踏んでいこう。そう、これまでのように、これからも華やかに輝かしい未来へ向かって…このチームで!!”



キーワード索引

(索引番号は事件file番号です。)

あ行

- い ▶ イコール・フィッティング…48
- 一時所得 ……42
- 違法収集証拠と
証拠排除について ……54
- 違法な固定資産の価格の決定
……41

- う ▶ 売上原価 ……33,56

- え ▶ S1+S2方式 ……37
- 円滑な運営 ……53

か行

- か ▶ 回収不能 ……58
- 確定手続の要否 ……32
- 格別の確定手続 ……32
- 課されるべき消費税に
相当する額 ……52
- 加算税・延滞税 ……55
- 貸倒損失 ……58
- 家事費 ……53
- 過少申告加算税 ……55,60
- 課税売上高 ……52
- 課税仕入れ ……33,47
- 課税事業者 ……52
- 課税物件の帰属 ……49
- 過大な源泉徴収 ……44
- 過年度遡及会計基準 ……33
- 過納金の還付請求権 ……60
- 株式保有特定会社 ……37
- 管理委託方式 ……36
- 管理支配基準 ……57

- き ▶ 基準期間 ……52

- 寄附金 ……35,48
- 客観的な交換価値 ……50
- 給与所得 ……51
- 共同事業 ……49
- 共同相続人 ……32
- 業務の遂行上必要な支出 ……53

- け ▶ 経営主体 ……49
- 減額支給 ……43
- 原始的な瑕疵 ……38
- 源泉徴収 ……44,51
- 憲法14条 ……34
- 憲法17条 ……41
- 憲法24条 ……34
- 憲法35条 ……54
- 憲法38条 ……54
- 憲法84条 ……31
- 権利確定主義 ……57

- こ ▶ 合意解除 ……38
- 行為の形態 ……35
- 交際費等 ……35
- 公正証書 ……40
- 公正処理基準 ……33
- 国家賠償請求 ……41
- 固定資産税の課税標準 ……50
- 顧問契約 ……51
- 懇親会費 ……53
- コンドミニアム ……31,46

さ行

- さ ▶ 財産権 ……31
- 財産評価基本通達 ……37
- 債権放棄 ……58

債務確定基準	56	所有目的	46
錯誤	38	-----	
雑所得	42,59	せ ▶ 生活に通常必要でない資産	46
サブリース方式	36	
-----		税込処理	52
じ ▶ 仕入税額控除	33,47	清算課税	39
事業所得	42,48,49,51	精算調整	44
事業に関係のある者	35	正当な理由	47,55,60
事業主の判断要素	49	税抜処理	52
自己の計算と危険	42,51	整理	47
資産の取得に要した金額	39	前期損益修正	33
資産の譲渡に要した費用	39	-----	
事実上の配偶者	34	そ ▶ 相続財産	37,39,45,60
支出の相手方	35	相続財産の価格の下落	45
支出の目的	35	相続税の連帯納付義務	32
事前確定届出給与	43	贈与契約	40
実現	57	遡及効	60
質問検査権	47,54	遡及立法禁止	31
支配的影響力	49	損益通算	31,46
社会経済事情の急変	45	損害賠償金	59
収益事業	48	損失の額	58
重加算税	55	-----	
宗教法人	48	た ▶ 対価	48
収入すべき金額	57	-----	
主観的な意思	46	ち ▶ 直接要する費用	39
出訴期間	41	賃料増額請求	57
純資産価額方式	37	-----	
上場株式の評価	45	て ▶ 提示	47
譲渡所得	31,39,46	適時に提示	47
消費税の納税義務	52	適正管理料	36
商品先物取引	59	適正賃貸料	36
書面による贈与	40	適正な時価	50
所有権移転	38,40		

キーワード索引

-
- ▶ 同族会社の行為計算 ……36
 - 登録価格の違法 ……50
 - 特別の責任 ……32
 - 取消判決の遡及効 ……60

-
- な**行 ▶ な 7割評価通達 ……50

-
- ▶ に 認識必要説 ……55

-
- は**行 ▶ は 配偶者控除 ……34
 - 犯則調査 ……54

-
- ▶ ひ 非課税所得 ……59
 - 被相続人の死亡時点ごとの判定 ……60
 - 必要経費 ……42,46,53

-
- ふ** ▶ ふ 賦課決定処分 ……60
 - 複数回支給 ……43
 - 付随費用 ……39
 - 負担金 ……56
 - 不動産取得税 ……38
 - 不動産の取得 ……38
 - 不動産の引渡し ……40
 - 不法行為 ……41,59

-
- ▶ へ ペット葬祭業 ……48

-
- ほ** ▶ ほ 法律上の婚姻 ……34
 - ホステス ……51
 - 保存 ……47

-
- ま**行 ▶ み 見積金額 ……56

-
- ▶ め 名義変更手数料 ……39
 - 免税事業者 ……52

-
- や**行 ▶ や 役員給与 ……43

-
- ら**行 ▶ る 類似業種比準方式 ……37

-
- わ**行 ▶ わ 和解金 ……59

昭和30年以前

大判T5.7.5・民録22.1325…………… 38
最判S29.11.26・民集8.11.2087…………… 38

昭和31～40年

最判S37.3.16・裁判集民59.393…………… 49
東京高判S38.2.28・高民集16.1.42…………… 38

昭和41～50年

東京地判S43.4.25・税資52.731…………… 51
高松高判S44.9.4・高民集22.4.615…………… 44
仙台地判S45.7.15・民集32.1.64…………… 57
最判S45.10.23・裁判集民101.163…………… 38
最判S47.11.22・刑集26.9.554…………… 54
最判S48.11.2・裁判集民110.399…………… 38
最判S48.11.16・民集27.10.1336…………… 38
横浜地判S50.4.1・行集26.4.483…………… 51
仙台高判S50.9.29・民集32.1.70…………… 57

昭和51～60年

最判S51.7.9・裁判集刑201.137…………… 54
東京高判S51.10.18・行集27.10.1639…………… 51
大阪地判S51.10.27・民集34.4.552…………… 32
京都地判S52.12.16・判時884.44…………… 40
最判S53.2.24・民集32.1.43…………… 57
大阪高判S53.4.12・民集34.4.563…………… 32
東京高判S53.12.20・訟月25.4.1177…………… 40
大阪地判S54.5.31・判時945.86…………… 59
大阪高判S54.7.19・訟月25.11.2894…………… 40

大阪高判S55.2.29・税資110.502…………… 59
最判S55.7.1・民集34.4.535…………… 32
最判S56.4.23・税資117.217…………… 59
最判S56.4.24・民集35.3.672…………… 42,51
神戸地判S56.11.2・税資121.218…………… 40
大阪地判S57.11.17・判時1076.45…………… 56
大阪地判S59.4.25・行集35.4.532…………… 45
最大判S60.3.27・民集39.2.247…………… 31

昭和61～63年

大阪高判S62.9.29・行集38.8・9.1038…………… 45
大阪高判S63.9.27・税資165.767…………… 46

平成元～10年

最判H元.6.6・税資173.1…………… 45
最判H元.9.14・判時1336.93…………… 38
名古屋地判H元.10.20・民集46.2.88…………… 44
最判H2.3.23・税資176.136…………… 46
名古屋高判H2.6.28・民集46.2.107…………… 44
千葉地判H2.10.31・税資181.206…………… 49
東京高判H3.6.6・税資183.864…………… 49
最判H4.2.18・民集46.2.77…………… 44
浦和地判H4.2.24・判時1429.105…………… 41
福岡地判H4.5.14・税資189.513…………… 36
最判H4.7.14・民集46.5.492…………… 39
福岡高判H5.2.10・税資194.314…………… 36
名古屋地判H5.3.24・訟月40.2.411…………… 40
東京高判H5.6.28・税資195.700…………… 35
最判H6.6.21・訟月41.6.1539…………… 36
名古屋地判H7.9.27・税資213.694…………… 34
名古屋高判H7.12.26・税資214.1048…………… 34

判例索引

東京高判H8.4.17・税資218.1498 …… 56
東京地判H8.9.11・民集57.6.743 …… 50
最判H9.9.9・税資228.501 …… 34
東京地判H10.2.24・税資230.722 …… 46
東京高判H10.5.27・民集57.6.766 …… 50
名古屋地判H10.9.11・訟月46.6.3047 …… 40
最判H10.11.10・判時1661.29 …… 57
名古屋高判H10.12.25・訟月46.6.3041 …… 40

平成11～20年

東京地判H11.1.29・民集59.2.296 …… 52
水戸地判H11.5.31・刑集58.7.813 …… 56
最決H11.6.24・税資243.734 …… 40
東京高判H12.1.13・民集59.2.307 …… 52
前橋地判H12.5.31・民集58.9.2472 …… 47
東京高判H12.10.20・刑集58.7.865 …… 56
東京地判H12.12.21・税資249.1238 …… 39
東京高判H13.1.30・民集58.9.2529 …… 47
東京地判H13.3.2・民集58.9.2666 …… 58
東京高判H13.6.27・税資250.8931 …… 39
最判H13.7.13・税資251.8946 …… 51
松山地判H13.11.22・刑集58.1.47 …… 54
東京高判H14.3.14・民集58.9.2768 …… 58
東京地判H14.9.13・税資252.9189 …… 35
最判H15.2.14・刑集57.2.121 …… 54
高松高判H15.3.13・判時1845.149 …… 54
名古屋地判H15.5.29・税資253.9357 …… 49
最判H15.6.26・民集57.6.723 …… 50
東京地判H15.6.27・民集60.4.1657 …… 55
東京高判H15.9.9・税資253.9426 …… 35
最決H16.1.20・刑集58.1.26 …… 54
名古屋高判H16.1.28・税資253.9357 …… 49

千葉地判H16.4.2・訟月51.5.1338 …… 48
東京高判H16.9.29・民集60.4.1710 …… 55
最判H16.10.29・刑集58.7.697 …… 56
東京高判H16.11.17・税資254.9820 …… 48
最判H16.12.16・民集58.9.2458 …… 47
最判H16.12.20・税資254.9870 …… 47
最判H16.12.24・民集58.9.2637 …… 58
最決H17.1.25・税資255.9910 …… 52
最判H17.1.25・民集59.1.64 …… 51
最判H17.2.1・民集59.2.245 …… 52
最判H17.2.1・訟月52.3.1034 …… 39
最判H17.3.10・民集59.2.379 …… 47
名古屋地判H17.3.24・税資255.9973 …… 48
H17.6.20裁決・裁集69.217 …… 60
和歌山地判H17.10.11・LEX/DB28111763
…………… 38
名古屋高判H18.3.7・税資256.10338 …… 48
大阪高判H18.3.24・判例地方自治285.56
…………… 41
最判H18.4.20・民集60.4.1611 …… 55
H18.11.27裁決・裁集72.246 …… 44
福岡地判H20.1.29・税資258.10874 …… 31
大分地判H20.2.4・民集64.7.1822 …… 60
千葉地判H20.5.16・民集65.6.2869 …… 31
名古屋地判H20.7.9・民集64.4.1055 …… 41
最判H20.9.12・訟月55.7.2681 …… 48
大阪地判H20.9.30・判例地方自治318.10
…………… 41
福岡高判H20.10.21・税資258.11056 …… 31
福岡高判H20.11.27・民集64.7.1835 …… 60
東京高判H20.12.4・民集65.6.2891 …… 31

平成21～30年

- 名古屋高判H21.3.13・民集64.4.1097… 41
名古屋高判H21.4.23・判時2058.37… 41
大分地判H21.7.6・税資259.11239… 59
名古屋地判H21.9.30・判時2100.28… 59
東京高判H22.3.24・訟月58.2.346… 35
最判H22.6.3・民集64.4.1010… 41
名古屋高判H22.6.24・税資260.11460… 59
最判H22.10.15・民集64.7.1764… 60
最判H23.1.14・民集65.1.1… 44
最判H23.3.22・民集65.2.735… 44
東京高判H23.3.24・税資261.11648… 33
新潟地判H23.6.2・税資261.11695… 52
東京地判H23.8.9・判時2145.17… 53
最判H23.9.22・民集65.6.2756… 31
最判H23.9.30・民集237.519… 31
東京高判H23.11.24・税資261.11814… 52
東京地判H24.3.2・税資262.11902… 37
東京地判H24.9.4・税資262.12029… 49
東京地判H24.9.19・判時2170.20… 53
東京地判H24.10.9・訟月59.12.3182… 43
神戸地判H24.12.18・裁判所ウェブサイト
…………… 41
東京高判H25.2.28・税資263.12157… 37
東京高判H25.3.14・訟月59.12.3217… 43
東京高判H25.4.26・税資263.12210… 51
大阪地判H25.5.23・刑集69.2.470… 42
東京高判H25.6.27・税資263.12242… 49
最判H25.7.12・民集67.6.1255… 50
東京地判H25.10.17・税資263.12311… 53
東京高判H25.10.23・税資263.12319… 51
最決H25.12.12・税資263.12350… 49
最判H26.1.17・税資264.12387… 53
東京地判H26.4.23・税資264.12460… 33
大阪高判H26.5.9・刑集69.2.491… 42
東京地判H26.8.26・LEX/DB25520864
…………… 38
H26.12.10裁決・裁集97.1… 49
最判H27.3.10・刑集69.2.434… 42
東京高判H27.3.25・税資265.12639… 36
東京地判H27.5.14・民集71.10.2235… 42
最判H27.7.7・税資265.12690… 51
東京地判H27.9.25・税資265.12725… 33
最判H27.10.8・税資265.12732… 51
東京地判H27.5.11・判時2300.121… 51
東京地判H28.3.4・LEX/DB2553815… 42
東京地判H28.3.29・LEX/DB25535063
…………… 48
東京高判H28.4.21・民集71.10.2356… 42
東京高判H28.9.29・税資266.129… 42
東京高判H28.10.25・LEX/DB25561891
…………… 48
横浜地判H28.11.9・訟月63.5.1470… 42
東京高判H29.9.28・LEX/DB25547535
…………… 42
最判H29.12.15・民集71.10.2235… 42
最決H29.12.20・LEX/DB25560181… 42
最決H30.8.29・TAINSZ888-2199… 42

◆執筆者紹介◆ (50音順)

□岩永 憲秀 (いわなが のりひで)

立命館大学経済学部経済学科卒業。中央青山監査法人での勤務を経て、岩永公認会計士事務所を開設するとともに、ひかり監査法人代表社員。平成16年公認会計士登録。平成18年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会役員 (会報部部長)。

□大川 真司 (おおかわ しんじ)

同志社大学法学部法律学科卒業。あずさ監査法人での勤務を経て、大川公認会計士・税理士事務所所属。平成20年公認会計士登録。平成22年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会会員。一般社団法人研友会役員。

□川崎 覚史 (かわさき さとし)

関西大学商学部商学科卒業。清友監査法人代表社員。平成18年公認会計士登録、平成24年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会会員。

□川元 麻衣 (かわもと あい)

関西大学商学部商学科卒業。ひかり監査法人、新井・松原コンサルティング株式会社での勤務を経て、川元麻衣公認会計士事務所開設。平成27年公認会計士登録。平成28年税理士登録。関西大学非常勤講師。

日本公認会計士協会京滋会会員。一般社団法人研友会会員。

□岸野 将史 (きしの まさし)

同志社大学経済学部経済学科卒業。京都監査法人での勤務を経て、岸野公認会計士・税理士事務所所属。平成23年公認会計士登録。平成24年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会会員。一般社団法人研友会会員。

□小林 美香 (こばやし みか)

大阪大学経済学部経済学科卒業。太田昭和監査法人での勤務を経て、監査法人グラヴィタス社員。平成9年公認会計士登録。

日本公認会計士協会京滋会会員。

□四方 浩人（しかた ひろと）

税理士法人エム・エイ・シー京都での勤務を経て、四方公認会計士・税理士事務所を開業。平成18年公認会計士登録。平成19年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会役員（総務部部長）。一般社団法人研友会会員。

□白井 太郎（しらい たろう）

慶應義塾大学商学研究科修了。監査法人誠和会計事務所での勤務を経て、税理士法人白井会計事務所。平成6年公認会計士，税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会会員。一般社団法人研友会会員。

□谷口 純一（たにぐち じゅんいち）

同志社大学商学部商学科卒業。中央青山監査法人，京都監査法人での勤務を経て，谷口純一公認会計士事務所を開業。平成18年公認会計士登録。平成22年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会会員。一般社団法人研友会会員。

□野田 典秀（のだ のりひで）

京都大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。中央（青山）監査法人での勤務を経て，公認会計士野田典秀事務所を開設。平成18年公認会計士登録。平成29年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会会員。一般社団法人研友会会員。

□八田 泰孝（はった やすたか）

監査法人トーマツでの勤務を経て，税理士法人エム・エイ・シー京都代表社員。平成13年公認会計士登録。平成23年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会役員（経営委員会委員長）。一般社団法人研友会会員。

□菱刈 学（ひしかり まなぶ）

同志社大学経済学部卒業。中央青山監査法人での勤務を経て，ひしかり会計事務所開設。平成12年公認会計士登録。平成17年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会会員。一般社団法人研友会会員。

□深井 和巳（ふかい かずみ）

神戸大学経営学部会計学科卒業。みすず監査法人パートナー，京都監査法人パートナーを経て，深井公認会計士事務所を開設。昭和55年公認会計士登録。

日本公認会計士協会京滋会相談役（前京滋会会長）。

□山田 陽子（やまだ ようこ）

京都大学教育学部卒業。四方宏治公認会計士事務所での勤務を経て，山田陽子公認会計士事務所を開設。平成11年公認会計士登録。平成14年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会役員（副会長，女性等委員長）。

□山本 憲宏（やまもと けんこう）

中央大学経済学部経済学科卒業。監査法人トーマツでの勤務を経て，山本公認会計士・税理士事務所。平成16年公認会計士登録。平成17年税理士登録。

日本公認会計士協会京滋会役員（税務委員会委員長・滋賀県部会副部会長）。一般社団法人研友会会員。

□吉川 了平（よしかわ りょうへい）

立命館大学院経営学研究科博士課程博士（経営学）学位取得修了。中央新光監査法人での勤務を経て，吉川了平公認会計士事務所開設。平成7年公認会計士，税理士登録。四国松山凜監査法人社員。

日本公認会計士協会京滋会役員（出版委員会委員長）。一般社団法人研友会副会長。元日本公認会計士協会修了考査委員（租税法）。元関西学院大学大学院法学研究科国内客員教授（租税法）。

かいけい ぜいむじあんふんとうき
会計プロフェッショナルの税務事案奮闘記2
まな そ ぜいほうはんれい
ストーリーで学ぶ租税法判例プラス30

2019年5月20日 発行

編著者 にほんこうにんかいけいしきょうかいけいじかい 日本公認会計士協会京滋会 ©

監修者 きだ みのる 木田 稔

発行者 小泉 定裕

発行所 株式会社 清文社
東京都千代田区内神田1-6-6 (MIFビル)
〒101-0047 電話03(6273)7946 FAX03(3518)0299
大阪市北区天神橋2丁目北2-6 (大和南森町ビル)
〒530-0041 電話06(6135)4050 FAX06(6135)4059
URL <http://www.skattsei.co.jp/>

印刷：大村印刷株式会社

■著作権法により無断複写複製は禁止されています。落丁本・乱丁本はお取り替えます。

■本書の内容に関するお問い合わせは編集部までFAX (06-6135-4056) でお願ひします。

※本書の追録情報等は、発行所(清文社)のホームページ(<http://www.skattsei.co.jp>)をご覧ください。

ISBN978-4-433-63709-5